

一般会計等財務書類における注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券

該当なし

② 満期保有目的以外の有価証券

該当なし

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

(売却原価は移動平均法により算定)

イ 市場価格のないもの……………出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

該当なし

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 24 年～50 年

工作物 10 年～50 年

物品 3 年～20 年

② 無形固定資産……………定額法

(ソフトウェアについては、当市における見込利用期間（5 年）に基づく定額法によっています。)

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

② 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により（又は個別に回収可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

④ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）

なお、現金には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額で60万円であるとき、修繕に係る支出が当該償却資産の資産価値を高め、またはその耐久性を増すこととなると認められるかを判断し、資産として処理しています。

2 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更

該当なし

(2) 表示方法の変更

該当なし

(3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更

該当なし

3 重要な後発事象

- (1) 主要な業務の改廃
該当なし
- (2) 組織・機構の大幅な変更
該当なし
- (3) 地方財政制度の大幅な改正
該当なし
- (4) 重要な災害等の発生
該当なし

4 偶発債務

- (1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況
他の団体（会計）の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っています。

団体（会計）名	確定債務額	履行すべき額が確定していない 損失補償債務等		総額
		損失補償等引当金 計上額	貸借対照表 未計上額	
泉佐野市土地開発公社	—	—	414 百万円	414 百万円

- (2) 係争中の訴訟等
該当なし

5 追加情報

- (1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項
 - ① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。
一般会計
公共用地先行取得事業特別会計
病院事業債管理特別会計
りんくう公園事業特別会計
 - ② 一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異
病院事業債管理特別会計のうち、想定企業会計分（旧病院）については、普通会計の対象範囲には含まれません。
 - ③ 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間（令和 6 年 4 月 1 日～5 月 31 日）における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。
 - ④ 各項目の金額を表示単位未満で四捨五入しているため合計等の金額が一致しない場合があります。
 - ⑤ 地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率の状況
実質赤字比率 — %

- | | |
|----------|------|
| 連結実質赤字比率 | －％ |
| 実質公債比率 | 7.6％ |
| 将来負担比率 | 8.7％ |
- ⑥ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額
64,201 千円
- ⑦ 繰越事業に係る将来の支出予定額
繰越明許費（一般会計） 470,974 千円
- ⑧ 過年度修正等に関する事項
該当なし

(2) 貸借対照表に係る事項

- ① 売却可能資産に係る資産科目別の金額及びその範囲
売却可能資産の範囲は、計画等で売却の方向性が示されている資産及び財産収入として
予算措置がされている公共資産とします。
- 土地 16,751 千円
令和 6 年 3 月 31 日時点における売却予定価格を記載しております。
- ② 減債基金に係る積立不足の有無及び不足額
該当なし
- ③ 基金借入金（繰替運用）
歳計現金に不足が生じる場合、効率性を勘案の上、歳計現金への繰替運用を行っていま
す。

広報広聴基金	8,923 千円
国際交流振興基金	445,241 千円
職員福利厚生基金	175,743 千円
財政調整基金	1,914,126 千円
減債基金	922,977 千円
公共施設整備基金	6,638,259 千円
福祉基金	2,178,084 千円
環境衛生事業基金	578,688 千円
公園等整備基金	6,388 千円
市営住宅整備基金	165,990 千円
地域経済振興基金	1,164,592 千円
自治振興基金	46,871 千円
教育振興基金	2,343,841 千円
森林環境譲与税基金	20,050 千円
退職手当基金	420,019 千円
災害セーフティ基金	324,787 千円
公益活動応援基金	425 千円
企業版ふるさと納税基金	17,920 千円
魅力創造発信基金	664,316 千円
豊かな海づくり基金	150,000 千円
奨学金基金	322,215 千円

- ④ 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要
額に含まれることが見込まれる金額 36,664,048 千円

- ⑤ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模	24,476 百万円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	3,433 百万円
将来負担額	77,133 百万円
充当可能基金額	19,148 百万円
特定財源見込額	19,475 百万円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	36,664 百万円

- ⑥ 自治法 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額
該当なし

(3) 行政コスト計算書に係る事項

該当なし

(4) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(5) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支 5,287 百万円

② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	82,307 百万円	81,996 百万円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	2,120 百万円	2,121 百万円
資金収支計算書	84,427 百万円	84,117 百万円

地方自治法第 233 条第 1 項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計（公共用地先行取得事業特別会計、病院事業債管理特別会計、りんくう公園事業特別会計）の分だけ相違します。また、歳入歳出決算書では繰越金を収入として計上しますが、公会計では計上しないため、その分だけ相違します。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支 6,343 百万円

投資活動収入の国県等補助金収入 774 百万円

賞与等引当金繰入額（増減額） 47 百万円

退職手当引当金繰入額（増減額） △50 百万円

徴収不能引当金繰入額（増減額） △3 百万円

減価償却費 2,424 百万円

資産除売却損 597 百万円

資産除売却益 0 百万円

その他未収債権、未払債務等増減額 $\Delta 73$ 百万円

...

純資産変動計算書の本年度差額 4,825 百万円

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額 9,000 百万円

一時借入金に係る利子額 1 百万円

⑤ 重要な非資金取引

該当なし